

《火災・地震保険の請求を勧誘する業者に注意！！》

「火災・地震保険を使って屋根や外壁などの修繕ができる」と勧誘し、うその理由で保険金請求をして保険金を不正受給させたり、高額な手数料を請求する業者とのトラブルが急増しています！

親切を装って訪問する

「近所で工事をしている者ですが、おたくの屋根がずれているのが見えたので、無料で点検してあげます」と親切に近づき、

「このままでは雨漏りがひどくなる」

「地震で家が傾いている」

などと消費者を不安にさせながら、

「保険金でなおせるから大丈夫。

申請まで面倒見るから」

と安心させ、保険金の30%～50%もの高額な手数料を求めてきます。



知らない間に詐欺に加担

・経年劣化を台風や地震の被害として請求書に記載したり、保険金を請求するためわざと屋根を破壊する業者もいます。

・保険金がおとりて工事を依頼したら、ずさんな工事だった、などのトラブルに発展する場合も…



**うその理由で保険金請求をすると、
罪に問われるおそれがあります！！**

- ・業者の訪問による契約は、契約書面を受け取った日から8日以内なら「クーリング・オフ」により解約ができます。
- ・8日過ぎてしまっても、販売方法に問題がある場合などは、解約交渉が可能です。諦めずに消費生活センターへ相談してください。

- ・台風や地震など、自然災害によって家屋が損傷した場合は、加入している保険会社に自分で連絡して、保険金請求書をお願いしましょう。保険金申請は手数料なしで行えます。受け取った保険金で修理を依頼する業者を決めるのも、自分です。

白井市消費生活センターのご案内

相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

相談時間：10：00～12：00、13：00～16：00

場所：白井市役所 本庁舎2階

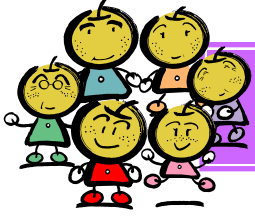
電話：047-492-1111 (代表)



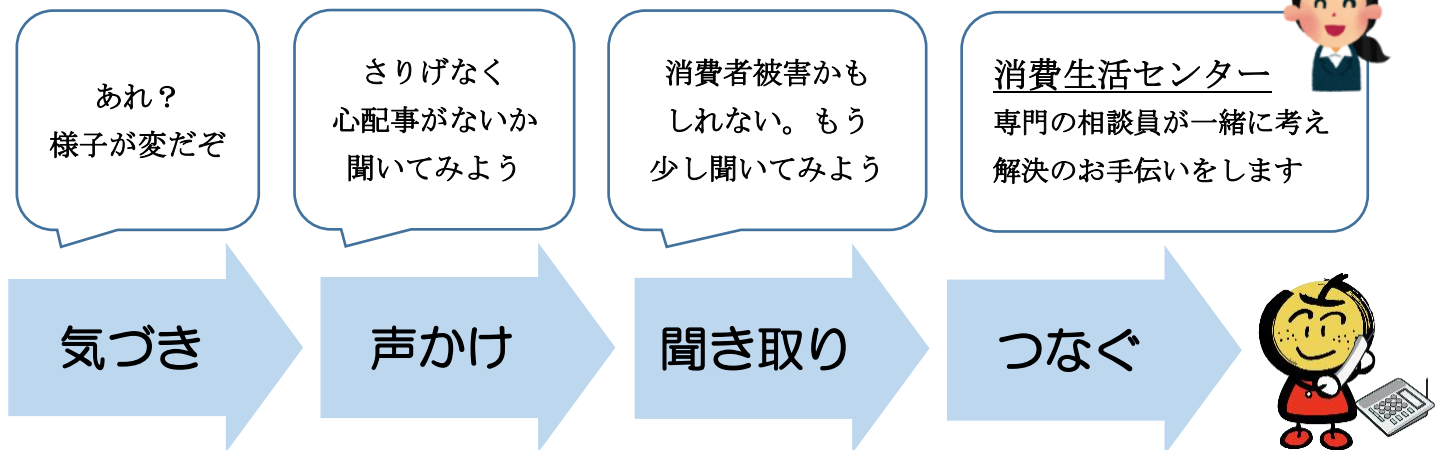
広報誌毎月15日号に「はい！消費生活センターです」を掲載中！！

高齢者をみんなで見守り、消費者被害に気づいて つなごう

高齢者が安心・安全に暮らすためには、地域や社会、家族や親しい友人や仲間が助け合い、声を掛け合って消費者被害にあわない、あわせない社会を作ることが大切です。そこには高齢者を見守る周囲の方のサポートが欠かせません。地域の見守りや声掛けにより高齢者を消費者被害から守っていきましょう。



「気づき」「声かけ」「聞き取り」「つなぐ」ポイント



気づきのポイント 会話や表情がいつもと違う、見慣れない作業員の出入りがある

声かけのポイント **×**騙されているんじゃないの？ **◎**信頼できる業者ですか？
×どうしてこんな契約をしたの！ **◎**心配だから私にも教えてください。

聞き取りのポイント 契約したきっかけ 商品やサービス内容、金額など

出前消費者講座のご案内 ～自立した消費者をめざして～

市の消費生活相談員が地域で起きている身近な事例や最新の消費者トラブルの動向をゲームやクイズを織り交ぜてお話しします。ご近所での会合、地域で活動するグループや高齢者サロンなどでぜひご利用ください。講師（相談員）の派遣は無料です。内容や日時・場所についてはご相談ください。

【問】市民環境経済部 産業振興課 047-401-4641

